

居宅介護支援重要事項説明書

(令和8年6月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

《電話》 03-5933-0109

《担当》 管理者 榎 みつる

※当社は要介護1～要介護5の方が対象となります。

※ご不明な点は何でもご相談下さい。

2. 当事業所の概要について

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 あかね
所在地	東京都練馬区大泉学園町7-11-22
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 1372013100)
サービス提供地域	練馬区、新座市

※上記の地域以外の場合でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者 (主任介護支援専門員)	1名	0名	1名
主任介護支援専門員	1名	0名	1名
介護支援専門員	0名	1名	1名
合計	1名	1名	2名

(3) 営業日および営業時間

営業日	月～土曜日
休業日	日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)
営業時間	午前9時00分～午後6時00分

(4) 従業員の業務内容

職 種	業 務 内 容
管 理 者	管理者に主任介護支援専門員を配置し、介護支援専門員等の従業員の管理、または居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業員に厚労省令で定められた指定居宅介護支援の人員基準及び運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	要介護状態等にあるご利用者及びその家族のご相談を受け、ご利用者とその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、また、必要に応じて施設サービスをご利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、区市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行います。ご利用者が医療系サービスを希望している場合はご利用者の同意を得て、主治医等へ意見を求めることとし、意見を求めた医師等に対して、ケアプランを交付します。訪問介護事業所などから伝達されたご利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した状態等について、主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

①	相談受付
②	重要事項説明及び契約書の締結
③	居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定
④	居宅サービス計画原案の作成居宅サービス
⑤	計画に対するご利用者の同意
⑥	サービスの提供

※書面で説明・同意等を行うものについて、事前に利用者及びその家族等の承諾を得た上で電磁的記録による対応で行う場合があります。また利用者等の署名・押印について、求めないことが可能です。その場合は同意について署名のみの対応にて行わせていただきます。

※諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を合わせて行います。諸記録などの文書保存期間は契約終了から2年間となります。

4.利用料金

(1)要介護を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はございません。

※保険料を滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は 1 月につき下記に掲げる所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日お住まいの区市町村の窓口に提出すると、全額払戻を受けることができます。

【報酬単価表】

居宅介護支援費(Ⅰ)

	(一)居宅介護支援費(Ⅰ)	(二)居宅介護支援費(Ⅱ)	(三)居宅介護支援費(Ⅲ)
	介護支援専門員1人当りのご利用者数が45人未満の場合	介護支援専門員1人当りのご利用者数が45人以上60人未満の場合	介護支援専門員1人当りのご利用者数が60人以上の場合
要介護1・2	12,380 円/月	6,202 円/月	3,716 円/月
要介護3・4・5	16,085 円/月	8,026 円/月	4,811 円/月

※当事業所が運営基準減算に該当する場合は上記の金額の50/100となります。

※当事業所が運営基準減算を 2 カ月以上継続している場合は報酬を算定しません。

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行い、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについては基本報酬の算定をさせていただきます。

(3)加算料金…各々について、要件を満たした場合に算定されます。

加 算 名	料 金	要 件(抜 粋)
初回加算	3,420 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。 要介護状態が二区分以上変更の場合に居宅サービス計画を作成する場合。
介護職員等処遇改善加算	合計単位数の2.1%を加算(小数点以下切り捨て)	職員の処遇改善や安定的な人材確保を目的とする。

入院時連携加算(Ⅰ)	2,850 円/月	利用者が入院するに当たって医療機関へ必要な情報を提供した場合に算定(提供方法は問わない) ※必要な情報とは、具体的には当該利用者一人につき1月に1回を限度とする。入院してから3日以内に提供する。
入院時連携加算(Ⅱ)	2,280 円/月	利用者が入院するに当たって医療機関へ必要な情報を提供した場合に算定(提供方法は問わない)入院してから7日以内に情報提供する。
退院・退所加算 Ⅰ イ(カンファレンス無1回) Ⅱ イ(カンファレンス無2回) Ⅰ ロ(カンファレンス有1回) Ⅱ ロ(カンファレンス有2回) Ⅲ(カンファレンス有3回)	5,130 円 6,840 円 6,840 円 8,550 円 10,260 円	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する調整を行った場合に算定できる。 ※「連携3回」を算定出来るのは、そのうち1回以上は入院中の担当医との会議に参加し、在宅療養上必要な情報交換を行い調整を行った場合に限る。初回加算を算定する場合は算定しない。
通院時情報連携加算	570 円/月	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえて居宅介護支援を行った場合。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,280 円/回	病院の求めにより、病院の医師または看護師等とともに利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定する。1月に2回を限度として算定する。
ターミナルケアマネジメント加算	4,560 円/月	末期の悪性腫瘍で在宅にて死亡した利用者(在宅訪問後24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)が対象。24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備利用者またはその家族の同意を得た上で死亡日及び死亡日14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施。訪問により把握した利用者の心身の状況などの情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所への提供

(4)交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費を請求させていただく場合がございます。

(5)解約料

料金はかかりません。(契約はいつでも解約することができます。)

5.サービスの利用方法

(1)まずは、お電話でお申し込み下さい。当社職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始いたします。

(2)サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合は、文書(または電話)でお申し出下さい。いつでも解約できます。

②人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

・ご利用者が介護保険施設に入所された場合。

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)、又は要支援1・2と認定された場合。

・ご利用者がお亡くなりになった場合。

④その他、ご利用者やご家族が当社や当社の介護支援専門員に対して、双方の信頼関係を損壊する特段の事由があった場合、通知することにより、直ちにこの契約を解約させていただく場合がございます。また、当事業者は、利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。

6.契約の更新

ご利用者から契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

ご利用者のご都合でサービスを終了する場合は、お申し出下されば、いつでもこの契約を解約することが出来ます。

7.当社の居宅介護支援の特徴等

(1)運営の方針)

①当社の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援を行います。

②事業の実施にあたっては、お客様の心身の状況やその環境に応じて、お客様の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービスを含む)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的、包括的に提供されるように配慮して行います。

③事業の実施にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。居宅サービス計画書に位置付けるサービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また当該事業所を居宅サー

ビス計画書に位置付けた理由を求めることも可能です。

公正中立性の確保を図る観点から、前6カ月間に作成した居宅サービス計画書における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合及び各サービスの同一事業者によって提供された具体的な割合(数値)を文書(重要事項説明書・別紙2・居宅サービス計画書における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合及び各サービスの同一事業者によって提供された具体的な割合)にてご利用者へ説明、交付を行います。

(上記と合わせて、介護サービス情報公表制度においても公表します。)

- ④事業実施にあたっては、関係区市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業者、他の指定居宅支援事業者、介護保健施設等との連携に努めます。

- ・ご利用者の入院時に伴い居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者等に担当する介護支援専門員の氏名等を入院先の医療機関に情報提供をしていただきますようよろしくお願いいたします。また、医療系サービス(訪問看護サービス等)の利用を希望される場合等、ご利用者様の同意を得て主治医等の意見を求め居宅サービス計画書を交付させていただきます。
- ・訪問介護事業所等の事業所よりご利用者様の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員が把握したご利用者の状態について医師等を含めた関係者へ必要な情報伝達を行わせていただきます。
- ・障害福祉サービスを利用してきた障害をお持ちのご利用者が介護保険サービスのご利用を開始する場合等、介護支援専門員は障害福祉制度の相談支援専門員と密接な連携を行うよう努めさせていただきます。
- ・地域包括支援センターから支援が困難なケース相談依頼等も積極的に受け入れ対応できるよう連携を図っていきます。

- ⑤当社は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備します。また、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加や、他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同事例検討会等を実施するなど地域のケアマネジメント機能向上させる取り組みを行い、評価を行っていきます。

- ⑥当社および当社の従業者は業務上知り得たお客様とご家族の秘密を保持し、他に漏らしません。

- ⑦当社の従業者であった者に、業務上知り得たお客様とご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

- ⑧感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、計画の策定、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等の取り組みの徹底を行っていきます。

- ⑨事故発生時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに管理者、利用者様の緊急時連絡先(ご家族等)、現に利用している居宅サービス事業者等、区市町村に連絡を行います。

(2) サービス利用のために

事 項	有 ・ 無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はご相談ください。

調査(課題把握)の方法		当社独自のアセスメントシート方式による。
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でご利用者のご都合により解約した場合の解約料	×	前記4の(5)参照

8.虐待・ハラスメントの防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待、ハラスメント防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)成年後見制度の利用を支援します。
- (2)苦情解決体制を整備しています。
- (3)利用者及びその家族、従業員に対する虐待、ハラスメント防止を啓発・普及するため委員会の開催、指針の整備、研修を実施します。

・高齢者虐待防止責任者 榎 みつる(管理者)

9.身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時およびご利用者様またはご利用者のご家族から掲示を求められた時は、いつでも身分証を掲示します。

10.サービス内容に関する苦情

(1)当社お客様相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

《担当》 相談・苦情専用電話 榎 みつる 03-5933-0109

月曜日～土曜日(日祝日を除く)午前9時～午後6時

(2)利用者の住所地の地域包括支援センター

(重要事項説明書・別紙1・練馬区地域包括支援センター一覧を参照。)

・練馬区介護保険課 03-3993-1111(代表)

(3)その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 03-5984-1472 (土・日・祝除く)

・東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課
03-6238-0177 (土・日・祝除く)
(電話受付時間9:00～17:00)

11.当社の概要

名称・法人種別	鹿島開発株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 本多 重晴
本社所在地	東京都小平市小川町 1-390-2
電話・FAX	TEL 042-343-3041 FAX 042-343-3042

同意書

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面を交付し重要な事項について説明を行い、利用申込者から同意を得ました。

事業者 所在地 東京都練馬区大泉学園町7-11-22

名称 居宅介護支援事業所 あかね

説明者 氏名

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについての重要事項について書面の交付及び説明を受け内容について同意しました。

利用者

住 所 _____

電 話 _____

氏 名 _____

代理人

住 所 _____

電 話 _____

氏 名 _____

大泉地域 地域包括支援センター 一覧

センター名	所在地	電話番号	担当地域
大泉北地域包括支援センター	〒178-0061 大泉学園町 4-21-1 (大泉北地域集会所内)	03-3924-2006	大泉学園町 4～9 丁目
大泉地域包括支援センター	〒178-0063 東大泉 1-29-1 (大泉学園ゆめりあ 1 9 階)	03-5387-2751	東大泉 1・2 丁目、東大泉 3 丁目 1～51 番、56～57 番、東大泉 4～6 丁目
南大泉地域包括支援センター	〒178-0064 南大泉 5-26-19 (南大泉地域集会所内)	03-3923-5556	西大泉、西大泉町、南大泉 5・6 丁目
やすらぎミラージュ地域包括支援センター	〒178-0062 大泉町 4-24-7 (特別養護老人ホーム内)	03-5905-1190	大泉町 1～4 丁目
大泉学園通り地域包括支援センター	〒178-0063 東大泉 3-53-1 (東大泉地区区民館内)	03-5933-0156	大泉学園町 1～3 丁目、大泉町 5・6 丁目、東大泉 3 丁目 (52～55 番、58～66 番)
やすらぎシティ地域包括支援センター	〒178-0063 東大泉 7-27-49 (特別養護老人ホーム内)	03-5935-8321	東大泉 7 丁目、南大泉 1～4 丁目

※受付時間 月曜から土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(祝休日および 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

※上記の時間外での、高齢者虐待等の緊急を要するご連絡は、各地域包括支援センターに電話でご連絡下さい。

居宅サービス計画書における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合及び各サービスの同一事業者によって提供された具体的な割合

(前期 ・ 後期) 令和7年 9月 1日 ~ 令和8年 2月 28日)

1. 前6ヶ月に居宅サービス計画書(ケアプラン)に位置づけられた各サービス種別割合(小数点1桁は四捨五入にて表示)

	位置づけられたケア プラン総数	訪問介護	通所介護	福祉用具貸与	地域密着型通所介護
総数	411	225	105	234	34
割合		55%	25%	57%	8%

2. 前6ヶ月に作成された居宅サービス計画書(ケアプラン)に位置づけられたサービス種別ごとの回数のうち同一事業所によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)

(1)訪問介護

法人名	事業所名	計画数	紹介率
鹿島開発株式会社	訪問介護サービスひのき	57	25%
(株)C-コネクト	訪問介護ひのき大泉学園	50	22%
(社福)章佑会	やすらぎ舎ヘルパーステーション	32	14%

(2)通所介護

法人名	事業所名	計画数	紹介率
(社福)福音会	大泉学園デイサービスセンター	23	22%
(社福)章佑会	やすらぎ舎デイサービスセンター	18	17%
(株)アズパートナーズ	アズハイムテラス練馬	14	13%

(3)福祉用具貸与

法人名	事業所名	計画数	紹介率
アクティブライフ(株)	まっかな花練馬	68	29%
株式会社白興	介護用品のハッコウ	33	14%
セントケアリまいん(株)	セントケアリまいん練馬	29	12%

(4)地域密着型通所介護

法人名	事業所名	計画数	紹介率
(株)ワークアカデミー	リハビリデイサービス動楽	12	35%
(株)はなまる	デイサービス 一番星	11	32%
(株)ワールドステージ	リハビリデイ無限	6	18%